

第5回 羽村市図書館協議会会議録

1 日 時	平成 26 年 9 月 3 0 日(火) 午後 2 時～午後 4 時
2 場 所	羽村市図書館 2 階ボランティア室
3 出席者	【会長】塚原 博 【副会長】関澤 和代 【委員】野元弘幸、磯嶋 健、中田 国雄、愛甲慎二、石川 千寿
4 欠席者	【委員】大庭 正宏、若松 仁、海東朝美
5 議 題	(1) 今後の図書館分室のあり方について (2) その他
6 傍聴者	なし
7 配布資料	① 次第 ② 第4回協議会意見まとめ

<p>協議会</p>	<p>【事務局】 協議会に先立ちまして、2、3 報告させていただきます。前回の協議会に置きまして、図書館評価についてご意見いただきまして、それにつきましては9月の教育委員会に報告いたしまして、公式サイトにも掲載しております。ありがとうございます。9月に、先日終わりましたが、25年度の決算を審議する決算特別委員会がございまして、その中で図書館に対する質問もありましたが、全体的なここ2～3年の取り組みの中で、評価していただいた意見もいただきました。図書館評価の関係につきましては、平成25年度の評価をいただきましてので、来年度につきましてはまたこの時期に26年度の評価といたしまして平成27年9月の予定でご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>【会長】 取り組みについて良い評価を得たということですが、どのような点ですか。</p> <p>【事務局】 具体的にということではなかったのですが、入館者数が頭打ちといますか、減少に歯止めがかかったということの評価の中で質問がございまして、取り組みとしましては児童生徒の学校との連携という部分で取り組みを重ねてきた中で入館者が増えてはいないのですが、横ばい傾向に近いものになってきたというような評価をしていただきました。今後も学校との連携という部分で事業を展開していくようにというような話もありまして、努めてまいりますという答弁をいたしました。読書手帳等も今後、学校でのシステムを入れ替えた時に連携を図るということでは一つのツールとして、それをどのように活用していくのかということもございますけれども、一定の評価をいただきました。今まで雑誌の減少があったことから図書館にいろいろな意見が出された中ではいくつか事業展開をしたということでは、一日司書体験やYAボランティアなど夏に取り組みをしたものが小学生には応募者も多くいまして、参加者も得られて定着もしてきましたので、児童生徒の読書の推進が大事なということでございます。</p> <p>もう一点、10月1日で教育委員会の人事異動がございまして。角野教育長が退任しまして、新しく桜沢教育長が就任をする予定でございます。他には生涯学習部の井上部長が企画総務部長に異動しまして、後任に生涯学習総務課の市川課長が昇格いたします。生涯学習総務課長の後任に生涯学習総務課の課長補佐が昇任いたします。生涯学習部の中で異動が多くございましたので、報告させていただきます。</p> <p>【会長】 ありがとうございます。それでは、前回に引き続きまして、分室図書室の今後の運営につきまして、協議したいと思っております。前回、図書館協議会として意見を出した方がよろしいということでありましたので、それではよろしいでしょうか。図書館協議会は諮問に答えて答申するのと、具申をす</p>
------------	---

るという二つのやり方があります。今回は具申をする形の、意見書とするか名前はともかくとして、こちらの意見をまとめて提出するという形ということでもよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ではその形で進めたいと思います。前回、分室のあり方、例えば 3 分室ですが良い代替案がない場合はそこを残すこともできるのかということと、それから分室の代替案をきちんと出すという考え方があります。それから全く羽村市の図書館の位置づけの中で、人口構成などを考えて図書館の新たな位置を考えることができるかという形です。大きく分けるとそのような考え方が出てきました。それを一つずつ考えて、最終的に意見をまとめていければと考えておりますが、いかがでしょうか。具体的に例えば川崎分室の場合に、近くに児童館もなく小学校が使えればということで、それがうまくいかない場合は残すということも 1 案ですね。それから代替案を別に新しい施設を作るといふ、決定ではありませんが話がありまして、そこが代替案としてうまく機能するのであれば代替案として良いかと思っております。もう一つ全く新たに全体的に図書館から出された意見等も含めて新しい施設計画を含めて市全体として図書館システムというか図書館網について考えるという形もあると思っております。一つずつ検討していくのがよろしいかなと思っております。今まで出てきた中では児童館の場合は置いてある資料や場所ですね。それからそこを利用する場合は別の施設としなければいけないと、難しいようなご意見をいただいております。児童館については図書何の分室の代わりとして使うというのは今までの皆さんのご意見からすると使いにくいかなと受け取れましたので、そのようにまとめてよろしいでしょうか。図書館分室のあり方という中で児童館を代替施設として使って、資料によると、児童書はあって利用は進んでいないということと児童の利用する施設であって利用者の制限があることからいわゆる目的外使用になってしまうということです。

もう一つは小中学校の図書館を代替施設とする形もあります。それについてはいろいろなやり方があるのではないかと思っておりますが。小中学校図書館といってもそれぞれの学校の図書館によっても違いがあります。それから小中学校の図書館を代替にする場合は夏休み期間も開いておく必要があります。それから学校図書標準をクリアしているというお話でした。公共図書館と学校図書館の目的が、図書館という機能、役割は同じなのですが、公共図書館は例えば図書館法で言うと教養とか調査研究、レクリエーションというところに観点があります。学校図書館は教育課程の展開に寄与する、あるいは児童生徒の教養を豊かにするという観点で役割が同じ図書館であっても目的が違うといったところの整合性が課題となります。もし分室の代替として学校図

書館を使用する場合、公開図書室の形であれば児童も一般の利用者も利用することができます。学校という場所を考えると児童中心で一般の方は利用できないというお話もありました。そのあたりを詰めていかないといけないかなと考えています。今日、学校図書館の基準、宣言という形でこれは全国学校図書館協議会が出している本の中に出ていた文部省が出している学校図書館基準、昭和 34 年 1959 年のものですが、このような基準が学校図書館でクリアされて、学校図書館法にもありますように学校教育に支障のない範囲で社会教育の施設として使用させることができるということもあるので、ある程度学校図書館が代替するというのではなくて、連携とか公開図書室の形で学校図書館が機能を付加した運用はできると思います。学校図書標準はクリアしているということですが、配布資料の一番最初のような機能や職員の配置ですとか図書館の資料、それから建物、設備、経費の基準があります。これは古いものですが、昭和 34 年ですから今は物価が違うので、一概には言えないと思いますが、経費は小学生一人あたり 250 円以上、中学校になると 350 円以上となっています。経費の割合は図書費が全体の 55%、新聞雑誌が 15% ですね。運営というところですが、学習活動に中心となり、さらにレクリエーションの場となるように努めるということでそれぞれの市内の学校図書館について今までのデータがあると思いますので、それを突き合わせていければと思います。他にも学校図書館施設基準ですが、全国学校図書館協議会というところが学校図書館の館数や学校図書館に関する研究会というのがありますが、ここが学校図書館法を作られる前に学校図書館の重要性を説いていました。そのようなところが出している学校図書館の基準ですので参考になると思います。それから図書標準は前にもお話があったとおりです。それから全国学校図書館協議会が出している学校図書館のメディア基準ですが、最近の動向を含めて新しい基準を 2,000 年に出しています。今の時代に合ったものがこの基準ということです。これらを検討していくとよろしいかと思います。代替として使えるか使えないかどうかを客観的に明らかにしていくと説得性があるのではないかと考えます。

それから市を全体的に考えていくとなると、以前羽村市図書館の利用者アンケートを行っていますので、それを参考にしながら考えていくと良いかもしれません。それと実際にどういう地域の人がどの程度登録しているかの登録分布図というものも必要になるかと思います。前に利用については年齢構成や男女別のものを出していただいています、どの地区がどの程度利用しているのかです。例えば 2012 年度に利用者アンケートを実施していますけれども、図書室・分室については実施していないので、意見があると反映した形で答えることができると思います。このアンケートはなかなかすぐにはでき

ないので、今までの統計の中で出せるかですね。もしできるとすれば実際それぞれの分室の登録者と本の貸出利用数、経費についても検討が必要です。本館の場合の経費や登録者数、貸出冊数などそういったものを出してみるとどうかと思います。まとめる際の参考になるのかなと思います。

【委員】代替案として検討するということが良いのですか。

【会長】そうですね。意見として考え方ですが、まずは代替案を考えるということが基本なのですが、代替案がうまく出ない場合は現存のものを残すという考え方もありますね。代替案が考えられればそれで良いと思います。それがうまくいかない場合は残すということも考えなくてはいけないと思います。

【委員】代替案の課題や問題は前回かなり多岐にわたって話に出ていたので、代替案は理解できているのですが、私見ですが、代替案のどれを選ぶのも難しいですが、今日の資料にある分室が担っている機能を総合的に加味した場合、消去法で行きますと児童館だと思います。児童館はもちろん費用がかかった大改造が必要ということと法的な問題もありますが、分室の機能から見ると児童館が一番適当かなと思います。

費用のことでわからないのが、公開型事務事業外部評価がありますが、これは費用を削減することが目的ですか。事業の無駄だとか色々あるとは思いますが、この事務事業外部評価の答えは否定的なものが出てきますか。費用の削減が大目的ですか。事業の無駄や投資効果や価値観の問題があって、そうすると費用をここで新たにかけるということは外部評価に相反するのかなと思ひまして。よく理解できないので。

【事務局】もともとこの評価につきましては無駄な部分を見直そうということで、費用対効果というところがありましたので、今回の意見についても費用対効果の面では利用者が少ないというところと、老朽化しているのでそれを建て替えてというよりも他を考えるべきではないかという意見です。

【委員】利用者数の問題や古くなっているということもありますが、一つやはり見直して新たな取り組みによって利用者数や登録者数を増やして、減から増に転じるというような案であれば多少費用がかかっても、どの方法でも費用はかかるので、費用をかけても増に持っていきたいというのが私の案です。

【会長】今日の資料に分室が担っている機能という項目がありますが、6点あげてありますが、それに一番合致するのは委員の意見としては児童館を改修して代替にするのが良いのではということですね。その場合に、それだけではなくて利用者を増やすという観点からみて良いのではないかとのご意見でした。

【委員】 商用施設や農協は不確定部分が多すぎるのですが、できれば理想的だとは思いますが。今の段階では想定するのは無理があるのかなと思いました。

【会長】 大型商用施設や農協はできれば一番良いのですが未確定部分がかなりあるので、現在では児童館を代替して利用を伸ばすという意見です。

【委員】 児童館は広いところばかりではないですよ。

【事務局】 確かにそうです。

【委員】 東児童館は広いかもしれませんが、あとはどうでしょう。

【委員】 あとは中央児童館と西児童館ですが、多目的というか町内会館が併設されていてちょっと特殊な構造となってしまうし、学童も入っています。それぞれのスペースが確保されているうえで、一室確保できるかどうかかと思えます。

【委員】 西児童館は遊び場的なところとか学習室があって、2階のコンピュータールームが開いています。とすると可能性があるのは西児童館だけではないですか。

【事務局】 東児童館は地下に図書室があります。そこを整備すればどうかと思いますが、児童館は前にもお話した通り大人は入れませんから、親子や子供さんが対象ですから児童書などを専門的に置く形になると思います。ですので、大人が借りたいというのはできないと思います。あくまでも子供さんを対象の分室機能を有したものになると思います。西児童館についてはスペースはあるのですが、法律の関係で児童館とその他を分けないといけない、仮に2階を分室にするのであれば入口を分けるなどの改修が必要です。

【委員】 そう考えるとなかなか難しいです。

【副会長】 ただ、学童に来ている子供たちが図書館を利用できるというメリットがあります。とはいえ、スペースはないのですよね。

【委員】 増設の余地はないのですね。

【事務局】 ないですね。

【委員】 そうなると難しいですね。

【副会長】 教えていただきたいのですが、学校図書館を公開図書館として運営できるとのお話がありましたが、今までそういう実例はあるのですか。

【会長】 三鷹ですか、学校の建物と別の建物で別の入り口から直接入れるようにして公共図書館の分室としているところはあるということです。実際に今あるかどうかはわかりません。

【事務局】 立川にあります。小学校が建て替えになりまして、校舎の一階の一角が図書室になっています。そこに図書館の分館が併設されています。仕切りがあって普段は別になっていて、学校側で必要な場合などは開放して全

体を児童が使えるようにしているということです。

【会長】あと市川市は学校図書館の部分が確保してあって、その他に公共図書館の分室というか公開図書館があるという形で、そこも仕切りがあって別になっています。学校図書館は学校図書館で公開図書館に用いて市民の方の資料が置いてあってそこをえるようになってはいますが、羽村市では可能ですか。

【事務局】難しいですね。

【会長】そうですね。いろいろと事件も起こっていますし。

【委員】東小学校は別棟になっていて、1階の多目的室と3階の音楽室は一般開放されています。2階に図書室はあるのですが、大きめの本棚が据え置き(備付け)で並んでいて、それをまた仕切って分室と共存できるようにするのは難しいです。他の階とも利用者も違うので難しいと思います。

【会長】たとえば公開図書室を置いた場合ですが、立川も市川もそうですが、きちんと分けて使用するのには良いのですが、そうではなくて、学校図書館を開放するとなると問題が生じるわけですね。全国学校図書館協議会の見解では、それは公共図書館が分室をきちんと作るべきところを学校図書館を使うというのはちょっと問題である。学校図書館をきちんと機能させたうえで社会教育の場として使ってもらえるのであれば良いのですが、分室とうまく分かれていないということになると問題が起きるので、学校教育の支障がない範囲でという意見があります。学校図書館とは別に作るのなら良いのですが、立川もたぶんそうではないですか。学校図書館のスペースを確保して、公共図書館部分を加味しているという形ですから。増築か改築かはわかりませんが、一角にそう言った形のものを作っていると思います。

それから管理の問題があります。管理を一元化しないとダメですね。学校図書館は学校図書館で公共図書館が学校の管理の中にどのような管理体制に組み込めるかということです。開けたり閉めたり、そこに人が入ったりするわけですから。あとは一般の人たちが入ってくるのをどのように区分けするか、そこがうまくクリアできれば大丈夫なのですが。日本でもあまりたくさん事例はないですね。学校図書館とそういう形の分室は。

【事務局】建て替えが伴わないとなかなか難しいのではないのでしょうか。立川も建て替えという前提があってそのような形になったと思いますから。

【会長】建て替えれば、児童も一般の人でも使えるのですよね。学校図書館の場所を公共図書館の場所として利用することができます。

この図書館の案は学校図書館をそのまま使用するという形ですよ。公共図書館の場所として。

【事務局】そうですね。あとは、児童の今まで使っていた分室がなくなると

仮定したときに、学校図書館をいかに分室の代替として利用してもらえるかということで、図書館で支援ができて、学校図書館を分室機能を含めて利用できるかということだと思います。それには図書館との連携システムなどを導入しながら、どういう形で図書館と連携する中で、児童の支援ができるかということはあるかだと思います。

【会長】前回出ていたのは学校図書館を夏休みや冬休みに開くことができるかということですね。

【委員】開けようと思えばできると思います。

【委員】東小の多目的室は夏休みに借りられますよね。ということは同じ形であれば開けられるし、入れることは入れますよね。職員を配置することさえできれば。

【委員】職員配置の問題になります。割と夏休みだとか冬休みなどの休みの期間を利用して蔵書点検などで学校司書の方やボランティアさんが出てやっているようなケースもありますので、例えば、そういった利用をというのであれば人が配置できれば、できなくはないと思いますが。

【委員】今分室にいる職員を充てるということではできないですか。

【委員】学校図書館の10校中7校はシステムが入っていませんので、その中で貸し出しなどの手続きを手書きのカードでやっているわけで、それこそ個人情報などから考えて、システムが導入することが前提でない限り、学校図書館を利用するのは現実的な話ではないように思います。

【委員】もう一つは1階にない学校もありますので、校舎の中を2階に上がっていかなくてはいけないとなるとちょっと難しいと思います。だからと言って学校図書館を1階に移せるかというのでしょうか。校舎の中に入れたらあちこちに行ってしまうで大変なことになるので、いろいろな意味で反対が起こると思います。外側から直接出入りができるようにするなら大丈夫だと思いますが、いろいろなことを考えると、可能性がある学校図書館のほうが少ないかなと思います。東小学校は別棟なので特殊ですが、ほとんど2階にありますよね。外から直接というと東小と富士見小くらいしかないのではないですか。

【委員】いくら児童だけの出入りに限定したとしてもやはり難しい面はあると思います。

【事務局】夏休みの期間というのは学校の図書室は開放していないのですか。

【委員】曜日とか日を限って、何日と何日は開館という形で開けています。学校司書さんか、ボランティアさんか、教員か、図書委員会かが出て開けています。

【事務局】例えばそういう図書館が介添えをして、職員を派遣したりとかし

て運営することも可能ですか。

【委員】可能だとは思いますが、今の蔵書数から増やしたらワーキングスペースがなくなってしまう。図書館機能を持たせるためには色々な本をまた新たに置かなくてははいけません。学校の本だけでは需要に応えられません。

【事務局】今、システムが入っていませんから、今後、学校図書館システムが入った場合、それをいかに活用していくかも問われています。その中の一つとして図書館が所管してはどうかという構想も出てきています。そうすると、学校図書館ではありますが、図書館の所管として学校司書も図書館の所管として運営していくといった構想もなくはないです。そういったときに人的な部分もありますが、学校図書館を児童生徒が利用し易い形ができないかということと、委員がおっしゃるように学校図書館にあるものだけでなく、図書館で持っているものも需要があれば当然貸し出しもしていくということで、読書推進に寄与できないかなと考えています。

【会長】学校図書館と公共図書館の連携という形ですよ。

【事務局】そうです。

【会長】そうすると、分室の代替とは違いますよね。学校図書館を児童生徒に図書資料を使いやすく学習がしやすい形にするとか、図書を配本するとか環境づくりをお互いに一緒にやっていく形だと思います。たまたま学校図書館支援センターを公共図書館で持っているところもあるし、教育委員会で持っているところもありますが、羽村の場合は支援センターというか所管というかがシステムの管理や学校司書を派遣していくとか学校図書館の運営をしていくということを考えているということですね。公共図書館の運営をするということではないです。そこ（学校図書館）へ今までのように団体貸し出しで調べ学習などがあれば必要なものを貸し出すという形で、今までの機能を高めるということで、分室の代替とは別の話です。学校図書館のバックアップということですね。

【副会長】具体的にいうと川崎分室ですが、代替として東小学校の中の学校図書館に、もし川崎分室が廃止になるときに、所蔵していない本を移して所蔵を厚くして、そこにいる方が、学校図書館として使うときは学校司書さんが、時間外などは今まで分室で働いていた職員の方が行くということで、長時間そこが図書館機能が持てるというイメージをしました。そして両方の機能を満たせるという。学校図書館としては授業中とかそういうときもその図書館を利用するとかいろいろな方法があると思います。

【委員】その方法で行くと、月曜日と金曜日に小学校で放課後教室をやっていまして、今は図書室を充てています。他に学校内に放課後教室に使える教室がないので、学校内で他の利用方法があるので、そういった話になると、

他の場所の検討を学校と相談することになると思いますが、学校の施設ということで、色々な利用をしている現状があります。クラブ活動であったり委員会活動であったりといったことでも図書室を利用していることも見受けられます。どうしても学校図書館は学校内の施設であることから学校の教育に関わることが優先であるということをお忘れにはいけないと思います。

【副会長】PTA の方の意見などはやはり学校図書館として使いたいという意見が多いと思われませんか。一般図書館にするよりは今までのほうが良いなどというご意見が多く出るのではないかなという感じですか。

【委員】PTA というより学校の教育活動という面だと思います。PTA という立場だとしたらそれに代わるような施設が学校の中になるのは心強いとは思いますが、それを具体的にするだけの整備がされていないと思います

【委員】学校の施設の使い方というところから考えれば、事務局が言われたような連携は確かにできるし必要だと思います。しかし一般にも開放する分室機能と言ったらやはり外から入れるようなところでできるようにするのなら可能だと思いますが、校舎の中にあるものを一緒に使ってというのは、例えば2階以上を学校の機能として使い、1階をコミュニティエリアとして位置付けるならわかりますが、そうでないとなかなか難しいと思います。

【委員】図書館指導を授業で学校図書館に行って、先生が大きな声を出して指導をする場合もあります。そうするとその時間帯、授業の一環として行うと外から来た方はどうかと思いますね。

【委員】学校図書館の問題ですが、お話ししているのは図書館側から見た併設の案ですが、学校側から言わせればなぜ併設しなければいけないのか、意味づけを相当な説得力を持たせないと先生方だけではなくてPTAの方などから何か起こりそうな感じはします。それから施設や本の管理が複雑すぎるのではないかなと思います。あとの管理責任の問題だとかを考えると併設するのは複雑ではないかなと思います。図書館側から見て組み込もうとしているのは十分理解はできますが、問題がどうかと思います。それから機能の3, 4, 5ですが、学校図書館と併設した場合に機能の目的がなくなってしまうのではないかなと思います。1から6は良く書かれています、3, 4, 5が抜けてしまうのは問題があるのではないかなと思います。否定するわけではないのですが、良さも十分よくわかります。

【委員】PTA からすると、東小の親御さんたちの考えとしてはおそらく川崎分室が廃止の仕分け対象になっていること自体があまり知られていないと思います。それで、学校の図書館を代替として使うかというのも知られていないし、アンケートもとっていないので推測ですが、考えていないと思います。図書館よりむしろ体育館とかを子供たちにいかに使うかということに一生懸

命なので、図書室、図書館に関しては親御さんとしては何も考えていません。これを広めてしまって良いものかどうか。

【事務局】今のところはまだ決まっていることではないので。今後どうしていくかの計画段階です。

【委員】利用率からいけば小学生が一番多いでしょう。

【会長】一般の人もあります。

【委員】小学生と未就学児ですね。

【委員】小学生以下が多いということですか。中学生はほとんどないですか。

【事務局】そうですね。ほとんどないです。

【委員】小学生以下ですね。

【委員】未就学のお母さんは入れないですね。

【委員】そうなる可能性もありますね。そうすると利用としては児童館の利用がまだ現実的でかつシステムが分室のシステムを児童館に持っていけるのであれば費用的にも若干安く収まるかとか、児童館の場合も開館が5時までで分室とほとんど同様な時間設定もしやすいと考えると、乳幼児もいるということそれからどちらかという居場所ということも併せて考えると児童館に移設されたほうが利用者サービスには応えられるのではないかと考えます。

【事務局】小作台図書室の移転も課題にあります。ですから、今ある未就学とか小学校の児童が利用しているのが分室ですから、その利用が少ないという状況ですし、建物が老朽化していますから、その子たちがどこに行ったら良いかということからすると、やはり児童館が一番身近かなと思います。前回お話ししたように児童館の図書室というのは確かに場所によっては大きい小さいはありますが、今非常に整備されていない状況です。古い本が並んでいるだけです。そういった部分の整備というのもできるかなということと、子供さんを連れた親子が来ますから、お話し会とかを充実できるかなと図書館側からすると考えるところがあります。

【会長】どこでしたか地下にあってとても使える状況ではないということもありませんね。

【事務局】そういったところは整備しなければいけないと思いますが、どこがダメであれば別の場所に移すとか、同じ場所で湿気をとるなどの対策をして整備をするということです。もともとは上にあったものを地下に移したようです。

【委員】学童が広がったからじゃないですか。東児童館の周りには子供が増えていますから。そこで学童を広げて図書室を地下に持って行ったのではないですか。

【事務局】新たに作るというよりはあるものを利用する方が良いと思います。さらに利用の向上もできるかなと思います。もともと児童館に来る人が図書館の分室があれば利用度が高まるかなと思っています。

【委員】中央児童館は町内会の会館と一緒にありますが、そこは何で大丈夫なのですか

【事務局】一体の建物になっていますが、別の扱いで作っています。入り口を別になっています。

【委員】シルバー人材センターはいかがですか。シルバー人材センターの分室とか

【委員】老朽化がひどいですよね。昔の教育相談室ですね。

【委員】教育相談室はいかがですか。

【委員】空きはないですね。

【委員】川崎分室周辺の子どもたちは学童はどこに行っていますか。

【委員】東学童と言って、東小学校に近い学童に行っています。

【委員】学童の施設はあまり大きくないです。

【委員】東学童は学童の中では大きい施設ではありますが、平屋の 2 部屋です。

【委員】地図を見ますと東と中央と西とありますが、川崎分室のところは、もし代替施設がないとなるとずいぶん遠くまで行かなくてははいけませんよね。

【事務局】中央児童館となると遠くなるかなというのはありますね。

【委員】川崎分室は借地と聞きましたが、ほかの分室はいかがですか。

【事務局】富士見平分室は公団から借りています。無償で土地を借りていて管理費だけ支払っています。あとは地域の会館に入っていますので費用はかかっていません。

【委員】どの意見も一長一短ありますので、新たに土地を借りてプレハブも良いものを建てて費用をかけてやるということで、計算だけでもしてはいかがか思います。長期の視点で見た場合にやがては色々な課題が出てきます。児童館も古くなってやがては新たな問題が出ますから、この際土地を借りて建てるということでどうかなと思います。その場合分室とすると従来の評価にかかってしまいますので、分館として目先を変えて分室という名前を消すといかがでしょう。

【会長】今のところの皆さんの意見ですと、小学校中学校を利用するというのは困難性が高いのかなという感じですね。やればできるかもしれませんが問題が発生する可能性があります。児童館も良いのではないかという意見もありますが、可能であれば代替できる方がよいと思いますが。新しくできる

施設ですが、できるというのであればベストではないかと思います。

【委員】羽村団地の集会所はいかがですか。団地の空き室とか。

【委員】公団が許すかということですね。

【委員】空き部屋より有効活用ができるのではないですか。短い期間借りる人も多いようです。

【委員】分室の担っている機能は配布資料では1～6までありますが、2～6は昔のお寺ですね。お寺ってどうでしょうか。スペースもあります。集めようと思えば人は集まると思います。

【委員】宗教上の問題がありますよね。

【副会長】児童館をとのご意見がありますが、大人の方も今と同じように利用できるイメージですか。そのままでは小さいお子さんを連れのお母さんは入れますが、いわゆる一般の人は入れないですね。そこをクリアしてということが付け加えられないと。

【委員】だからこそ入り口をもう一つ作らないといけないのですよね。八王子は公園の一角にちょっとした建物が建ててありますが、あまり大きくないですね。もうちょっと学校に空き教室があれば利用できるのですが。

【会長】前に空き教室の有効利用ということは出ましたがなかなか難しいということでしたね。

【委員】空き教室がある学校は二校くらいではないですか。三中と東小学校と松林小学校くらいではないですか。各校とも多目的や少人数クラスで使っていますので。学校には空いているスペースはないですね。中央児童館はプラネタリウムをもうやっていないのでそこはどうですか。

【会長】児童館については可能性はありますか。代替施設として。

【委員】児童館は大人の入館については、入館する際に名前を書いています。ですから例えば図書館のカードを提示してもらうとかということではできないかと思います。必ず入館する際に入り口にあつて必ず名前を書いてもらうようになっていましたので。大人に対しても可能ではないでしょうか。完全なチェックではないかもしれませんが。

【会長】そのあたりは何かお考えですか。

【事務局】所管が児童館は別なので、検討する必要があると思います。いずれにしても今ある図書室のスペースということになるとなかなか一般書まで置くことはできませんので、基本的には児童対応の本しか置くことはできませんので、今のように大人の方が入って本の予約をしたいとか本の受け取りに来たいとかということでしたら対応できるかと思いますが、一般書まで整備してというのは厳しいと思います。

【委員】分室の利用者のニーズを、児童と保護者と単独で利用する大人の区

別というか、児童の保護者であれば入れるということですね。成人が単独で来る場合の数字というのはありますか。

【事務局】分室ではとっていないですが、予約を入れに来る方だと思いますが、それほどいらっしゃらないと思います。図書館でも本が受取れます、予約ができますとアピールはしていますが、限られた方はいらっしゃいますが、何人もいらっしゃらないと思います。

【委員】東児童館であれば入り口にカウンターがありますよね。その一角を予約とか貸し借りのスペースにするというのはどうでしょう。そうすれば予約の受け取りや返却に来た大人はそこだけで用事が済みますよね。本は地下に置いておいて貸し借りをするときはそちらのカウンターでやってもらうという形であれば、大人の単独の方も利用しやすいかと思います。問題はカウンターに一人と地下に一人職員が必要になるということですね。ただ、大人が一人で入っていくのはなかなか入りづらいところがあるので、そうなってくると大人の人も使いやすいかなと思います。

【委員】ベルで呼んでは。

【委員】分室は今も二人いますよね。離れてしまいますが、それで配置すれば何とかなるのかなと思います。

【委員】どの案をとっても費用は掛かりますが、費用は意見書に出すのですか。

【事務局】費用はなくても大丈夫です。ご意見をいただく中でこういった方法はどうかということで頂ければ。

【委員】その中にこれは費用がたくさんかかるとか、これは比較的費用がかからなくて済むとかいう表現は出してもいいのでは。

【事務局】表現は出していただいても良いですが、具体的な数字はなくても大丈夫です。

【委員】費用で判断されるということは。

【事務局】予算は別に考えていかなくてもはいけません。ただ、方法論として代替案という形になりますので。例えば川崎分室をそのまま建て替えたらしいうのもなくはないと思います。他に代替案がなければそのままのところ建て替えて児童だけではなく一般書もそろえる建物を建て替えるということもあるかもしれません。

【副会長】川崎分室の近くに児童館はないです。

【委員】富士見平に農協だった建物がありますが、いかがでしょう。農協が持っていて、今はATMがあります。あとは空きスペースだと思います。たまに直売などしています。

【事務局】車を置くスペースもありますね。

【委員】位置も良いですね。

【事務局】富士見平分室の代替としては可能性はありますね。スペースも十分かもしれません。内々に調べてみます。

【委員】あとは小作ですね。

【会長】小作台図書室はいかがですか。

【事務局】小作台分室はそのままの機能を有して移転することになりますが。

【会長】大問題ですね。

【事務局】その通りで、難しい問題です。もともと入ってはいけないということと、地元の町内からも移転の要望がなくもないので。ただ、地域の総意ではないと思います。町内会活動をしている方からすると、日ごろ使う会館のスペースが狭いからということはあると思いますが、図書館を利用したいという地域の方からすれば便利だということはあると思います。基本的には今までの機能を有してということですから、一般書をなくして児童書に特化してということでしたら先ほど話に出た西児童館の2階のスペースは空いていますので、ではそこへとなりますが、そうすると不特定多数の方は入れませんから利用面のサービスからすると小作方面で低下ということになります。

【副会長】小作台図書室はきちんとした新しい建物を建ててほしいと思います。

【事務局】意見書で出していただいても結構だと思います。本当はそれが一番良いかと考えていますが、スペース的な問題がありますが。一つ小作の坂上に大きな市営住宅用地であった土地がありますが、市営住宅を建てる費用も必要性も今はありませんので、前に住宅用地の縛りはなくしましたので、市で有効に使って良いことになったのですが、小作台分室を一角に建てるような話も出たのですが、最終的には防災のための公園として整備をするという形になりました。震災があったら避難所として使う形です。ただそういったご意見を付していただければ違ってくる可能性はあります。今のところは立地は良いのですが。

【会長】いかがでしょう。まとまりきらないですね。ただ、色々と新しい意見が出ました。その可能性を探ることが必要かなと思います。今まで分室の話をしてきたので、小作台図書室は話していないので、先ほどからある程度確定して大丈夫ではないかと思います。新しく建てるという構想で。

【事務局】民間の借りられるスペースがあれば、借りて駅前などに移転することもあります。費用的には掛かります。ただ今そういった物件がありません。例えばそういった意見があれば意見として付していただければ別件が出た時に対応できる可能性は出てきます。地図には500m範囲で囲んでいますが、そのくらいの範囲の中でスペースのある良い物件があれば

すが、スペースは最低でも150㎡くらいないと今の機能を有してというのは難しいかなと思います。

【会長】明らかになってきたのは、小学校中学校の図書室を代替に使うのはかなり厳しいという感じがします。児童館は分室の役割や機能という観点からするとかなり可能性はあるのではないかと思います。ただし、問題は一般書の影響を置くことができないということで、今の形と同じような形で予約などをするということが可能性はあります。サービスが低下をしないようにですね。可能であれば先ほど来でているように横ばいより増に転じる方が良いでしょう。最低でも現状を維持できるということが条件です。運用の問題かもしれません。新しいところが可能性があれば羽村駅の西側に場所であれば、川崎分室を吸収して、代替というより利用の増が見込まれるのではないのでしょうか。小作台の場合は新しく作って、そういうことにならざるを得ないでしょうね。今のところを出るということであれば、今までと同じレベルのサービスを続けるのであればですね。私有地や民間の土地なりを借りるという方向で対応となるでしょう。そういう形でもよろしいでしょうか。

【委員】代替施設をということで具体的な話がありますが、その前段の部分で、意見書をまとめるというのであれば、やはり外部評価で費用対効果のことなどの視点でやっていると思うのですが、図書館協議会でもその間、図書館法が変わって図書館協議会で評価をきちんとやっていくということで活動しています。我々も執行者ではなく、市民の立場から評価してきているので、その評価の中でそれぞれ分室の役割ということについて、いらないということではなくて、むしろもっともっと児童の読書の習慣をつけるためにも充実させていかなくてはいけないと思います。そういう評価をしていると思うので、分室の児童の利用者が減っているという外部評価なのですが、児童数がそもそも減っているのでは利用する子供たちが減っているのではないかなと思います。実際に利用している子供たちがたくさんいますし、そういう子どもたちのことを考えると廃止ということではなくて、やはり今のところは老朽化しているということであれば、変わるものをこれまでの機能をきちんと維持していくという図書館協議会の基本的な考え方をきちんと示したうえで、代替施設ということであれば具体的な意見を出していけば良いと思います。基本的な考え方を最初に付ける必要があります。

【会長】そうしましたら、今日の冒頭でもお話ししましたが、羽村市図書館協議会としての意見を考えて、協議して、まとめて、基本的な考えを出して、具体的な代替などの問題を今日話したように具体的に描くというような形にしていきたいと思います。

そうしましたら、全体的な、これまでに2回答申をしていますその中では

分館・分室については充実拡充していくこととしていますので、その図書館としての位置づけをもう一度確認をして、検討事項としていただいたものを踏まえて答えていくという形でまとめることにしていきます。

もう一度羽村市全体の図書館の登録者数や登録分布需要の状況を委員の方たちに確認していただいて、例えば、羽村市であれば前に出ているのは市民が一家に一人は図書館に登録しているとなると登録率では大体 40%ということで、今は 20 数%ですね。そういう形を作るのにどのように図書館を配置したら良いのかなどそういうことを考えて、現状があり、現状について外部評価が出ています。図書館から意見をいただきたいということなので、まずは全体像からもう一度確認して皆さんと共有化する時間を持つということでしょうか。12月いっぱいまでとのことなので中旬くらいですか。

【事務局】12月いっぱいまでには協議会の意見をいただいて、市長にそれに基づいてこのように考えていきたいということを提示していかなくてはなりません。

【会長】臨時に図書館協議会をもう一度、10月の末か11月の初旬くらいに開催させていただいて、まとめていくという形が良いと思います。皆さんよろしいでしょうか。

【委員】一つ聞いて良いですか。三ツ矢会館に連絡所がありますが、そういうところで図書館の端末を置いておいてリクエストしたら連絡所まで配達してくれるようなことはやっていますか。

【事務局】やってはませんが、今後可能性はありますね。今はブックポストを置いて返却はできるようになっていますので、職員が本を取りに行っていますから、委員がおっしゃるように端末を入れて連絡所で対応ができれば本を届けることはできます。

【委員】大人はそういう形で本は置いていないが借りられることはできますね。

【事務局】そういう方法もありますね。

【委員】児童館に入るのであれば併用してやれば大人はこっち、子どもはこっちという形でも悪くはないと思います。連絡所はいくつくらいありますか。

【事務局】小作と西口の農協の中にあります。

【委員】2か所あるのでもう1か所西にあれば良いなと思います。

【事務局】開いている時間が短いです。以前は一日やっていたのですが、今は短縮されています。

【会長】できれば良いですね。

【委員】図書館の端末があつて利用者が増えれば、復活できるかもしれませんが。どれだけ利用されるかをどれだけ登録されているかでどこに基地が必要

かの説得力を持たせてはいかがですか。

【事務局】おっしゃる通り三中校区は本館まで遠いので、弱いです。それでブックポストを置けば返却だけでも利用が増えるかなという思惑はありました。借りられるようになればまた違うかもしれません。

【委員】連絡所にいろいろな機能を持たせれば利用率も上がるかもしれません。

【会長】それでは臨時会を開くということによろしいでしょうか。11月11日（火）の午後2時からお願いします。登録の分布図の作成をお願いします。

【委員】分室の職員の方に利用の実態をヒヤリングしていただければ参考になります。代替施設に移った場合の影響を実際に働いている方から意見を聞いていただければと思います。